

国際連合



(i) 国際連盟の成立と挫折

■ 国際連盟の成立

18世紀 エマヌエル・カント(1724~1804)による提言

“戦争はあたかも人間の本性に接ぎ木されたかのようなものである。”『永久平和のために』
 この表現を用いて、戦争を「人間の本性」からして当然の現象と捉えた。
 だからこそ、単なる理想論では決して平和を実現することはできないとし、
 徹底して理論的に、平和に向けた組織の確立を訴えていった。



1914~1918 第一次世界大戦



1918 アメリカ大統領〔¹〕:〔²〕を提唱

→ 1919 〔³〕条約: 国際連盟設立に関する条約

→ 1920 **国際連盟** 創設 (パリ講和会議) →しかし、機能せず WW2 の開戦に伴い事実上の崩壊…



第二次世界大戦終結前 … 米・英によって国際平和を維持するシステムについて話し合い

→ 1944 〔⁴〕会議: 国際連合憲章の原案作成

⇒ 1945 ヤルタ会談、サンフランシスコ会議などを経て、同年10月 **国際連合** 創設

Point! なぜ国際連盟は組織として機能しなかったのか…?

■ 国際連盟と国際連合の比較

	国際連盟 (1920)	国際連合 (1945)
本部	ジュネーブ(スイス)	ニューヨーク(アメリカ)
原加盟国	42 カ国	51 カ国 ※現在は 193 カ国 (2023 年時点)
ポイント	<p>欠点が多く機能しなかった</p> <p>(1)米ソの不参加 (日独伊も後に脱退)</p> <p>(2)総会の議決方法は全会一致制</p> <p>(3)制裁は経済制裁のみ 武力制裁が無いので怖くない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界中のほとんどの国が参加することで集団安全保障を実現。 近年の加盟国 スイス・東ティモール(2002) モンテネグロ(2006)・南スーダン(2011)

ポイントとなるのは国際連盟がなぜ機能しなかったかということ。まず①のアメリカとソ連という2国は、当時の世界で二大勢力の大国であった。集団安全保障体制は、みんなが一緒になって約束をするから抑止力になるのであって、影響力の強い国が不参加では意味がない。また、②の総会は世界会議のようなもの。全会一致制では、反対が1つでもあったら不成立なので、物事が決まっていけないことは容易に想像できる。

(ii) 国際連合の組織

[⁵] …国際社会の平和・安全を担う、紛争処理機関

・構成：**5 常任理事国** (. . .) + 10 非常任理事国
→ [⁶] を持つ！

・表決：**手続事項 (非重要)** …9 カ国以上の賛成で可決
実質事項 (重要) …**全ての常任国含めた**、9 カ国以上の賛成で可決
※常任国が拒否権を行使したら議決不可になる

POINT! 安保理で決定した事項は**加盟国を拘束できる!**

★ [⁷] (国連平和維持活動) : 紛争処理に関わる仕事を担当

- ・憲章上の規定は無し。(6章と7章の中間的な解釈で活動を展開 = **6章半活動**)
 - ・ [⁸] (**PKF**) を組織 → 中立的な警察活動、軽武装。自衛以外の武力不行使。
 - ・停戦合意の遵守を監視する **停戦監視団**、紛争後の選挙を監視する **選挙監視団** なども活動。
- ※日本は当初消極的。しかし 1992 年 **PKO 協力法** が成立し、自衛隊が合法的に海外派遣。
1992 年のカンボジアを皮切りに、モザンビーク、ルワンダ、シリア、東ティモール
などに派遣。2000 年代にはイラク。最近では南スーダンへの派遣が話題に。

総会 … 全加盟国が参加する、国連の最高機関

・ [⁹] **制** で表決を行う。

【**重要事項** → 加盟国の 3 分の 2 以上の賛成

POINT! 総会の決定は、**加盟国を** ¹⁰ !

【**一般事項** → 加盟国の過半数の賛成

法的拘束力のない勧告をするにとどまる

・ [¹¹] 決議：安全保障理事会が機能しない場合に **緊急特別総会** を開き、
3 分の 2 以上の加盟国が賛成すれば措置を代行することができる

12

専門機関と連携をとり、
経済・文化・教育などの分野
において国際的な業務を行なう。

《専門機関》

- ・ UNESCO (国連教育科学文化機関)
- ・ ILO (国際労働機関)
- ・ IMF (国際通貨基金)
- ・ WHO (世界保健機構)
- ・ IBRD (国際復興開発銀行)
- ・ IAEA (国際原子力機関)
- ・ WTO (世界貿易機関)

事務局

13

- ・本部：オランダ ハーグ ¹⁴ の紛争を裁判
※強制権が無いので、**双方当事国の同意が必要**
※裁判で決まったことは **当事国を拘束する力をもつ!**
- ・ 2003 年に **個人を裁くための国際刑事裁判所** を設置

15

国の「自治・独立の支援」を担う組織だが、1994 年のパラオ独立を
もって役目を終えたため、**現在は活動休止中**

これらの組織は暗記しておくべき。入試で問われるポイントは、「安全保障理事会の議決方法(拒否権)」や「平和のための結集」などが多い。国連は頻出分野なので、演習問題を通して慣れておく必要がある!

[]年[]組[]番 名前[]

国際連合



(i) 国際連盟の成立と挫折

■ 国際連盟の成立

18世紀 エマヌエル・カント(1724~1804)による提言

“戦争はあたかも人間の本性に接ぎ木されたかのようなものである。”『永久平和のために』
 この表現を用いて、戦争を「人間の本性」からして当然の現象と捉えた。
 だからこそ、単なる理想論では決して平和を実現することはできないとし、
 徹底して理論的に、平和に向けた組織の確立を訴えていった。



1914~1918 第一次世界大戦



1918 アメリカ大統領〔¹ **ウィルソン**〕:〔² **十四か条の平和原則**〕を提唱

→ 1919〔³ **ヴェルサイユ**〕条約: 国際連盟設立に関する条約

→ 1920 **国際連盟** 創設 (**パリ講和会議**) →しかし、機能せず WW2 の開戦に伴い事実上の崩壊…



第二次世界大戦終結前 … 米・英によって国際平和を維持するシステムについて話し合い

→ 1944〔⁴ **ダンバートン・オークス**〕会議: 国際連合憲章の原案作成

⇒ 1945 ヤルタ会談、サンフランシスコ会議などを経て、同年10月 **国際連合** 創設

Point! なぜ国際連盟は組織として機能しなかったのか…?

■ 国際連盟と国際連合の比較

	国際連盟 (1920)	国際連合 (1945)
本部	ジュネーブ(スイス)	ニューヨーク(アメリカ)
原加盟国	42カ国	51カ国 ※現在は193カ国(2023年時点)
ポイント	欠点が多く機能しなかった (1)米ソの不参加(日独伊も後に脱退) (2)総会の議決方法は全会一致制 (3)制裁は経済制裁のみ 武力制裁が無いので怖くない	・世界中のほとんどの国が参加することで集団安全保障を実現。 ・近年の加盟国 スイス・東ティモール(2002) モンテネグロ(2006)・南スーダン(2011)

ポイントとなるのは国際連盟がなぜ機能しなかったかということ。まず①のアメリカとソ連という2国は、当時の世界で二大勢力の大国であった。集団安全保障体制は、みんなが一緒になって約束をするから抑止力になるのであって、影響力の強い国が不参加では意味がない。また、②の総会は世界会議のようなもの。全会一致制では、反対が1つでもあったら不成立なので、物事が決まっていけないことは容易に想像できる。

(ii) 国際連合の組織

[⁵ **安全保障理事会**] …国際社会の平和・安全を担う、紛争処理機関

- ・ 構成：5 常任理事国 (米・ソ・中・仏・英) + 10 非常任理事国
→ [⁶ **拒否権**] を持つ！
- ・ 表 決：**手続事項 (非重要)** …9 カ国以上の賛成で可決
実質事項 (重 要) …全ての常任国含めた、9 カ国以上の賛成で可決
※常任国が拒否権を行使したら議決不可になる

POINT! 安保理で決定した事項は**加盟国を拘束できる!**

★ [⁷ **PKO**] (国連平和維持活動) : 紛争処理に関わる仕事を担当

- ・ 憲章上の規定は無し。(6 章と 7 章の中間的な解釈で活動を展開 = **6 章半活動**)
 - ・ [⁸ **国連平和維持軍**] (**PKF**) を組織 → 中立的な警察活動、軽武装。自衛以外の武力不行使。
 - ・ 停戦合意の遵守を監視する **停戦監視団**、紛争後の選挙を監視する **選挙監視団** なども活動。
- ※日本は当初消極的。しかし 1992 年 **PKO 協力法** が成立し、自衛隊が合法的に海外派遣。
1992 年のカンボジアを皮切りに、モザンビーク、ルワンダ、シリア、東ティモール
などに派遣。2000 年代にはイラク。最近では南スーダンへの派遣が話題に。

総 会 … 全加盟国が参加する、国連の最高機関

- ・ [⁹ **1国1票**] 制で表決を行う。
- ・ **重要事項** → 加盟国の 3 分の 2 以上の賛成 **POINT!** 総会の決定は、**加盟国を¹⁰ 拘束できない!**
・ **一般事項** → 加盟国の過半数の賛成 法的拘束力のない勧告をするにとどまる
- ・ [¹¹ **平和のための結集**] 決議：安全保障理事会が機能しない場合に **緊急特別総会** を開き、
3 分の 2 以上の加盟国が賛成すれば措置を代行することができる

12 経済社会理事会

専門機関と連携をとり、
経済・文化・教育などの分野
において国際的な業務を行なう。

《専門機関》

- ・ UNESCO (国連教育科学文化機関)
- ・ ILO (国際労働機関)
- ・ IMF (国際通貨基金)
- ・ WHO (世界保健機構)
- ・ IBRD (国際復興開発銀行)
- ・ IAEA (国際原子力機関)
- ・ WTO (世界貿易機関)

事務局

13 国際司法裁判所

- ・ 本部：オランダ ハーグ ・¹⁴ **国家間** の紛争を裁判
※強制権が無いので、**双方当事国の同意が必要**
※裁判で決まったことは **当事国を拘束する力をもつ!**
- ・ 2003 年に **個人を裁くための国際刑事裁判所** を設置

15 信託統治理事会

国の「自治・独立の支援」を担う組織だが、1994 年のパラオ独立を
もって役目を終えたため、**現在は活動休止中**

これらの組織は暗記しておくべき。入試で問われるポイントは、「安全保障理事会の議決方法(拒否権)」や
「平和のための結集」などが多い。国連は頻出分野なので、演習問題を通して慣れておく必要がある!